

米子小学校いじめ防止基本方針

新発田市立米子小学校

はじめに

この新発田市立米子小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規程に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止のための取組の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。

そのために、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していく。併せて、学校は、いじめ未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいく。さらに、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭への認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切となる。

当校では、上記の基本方針をもとに、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもといじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめに繋がる行為を認知したり、いじめが発生したりした場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、ここに、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ防止等対策のための中核となる常設組織

(いじめ・不登校等対策委員会)

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ・不登校等対策委員会」という、いじめ防止等の対策のための組織を常設する。

また、対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、特別支援コーディネーターで構成する。

(2) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

新発田市SSW、スクールカウンセラー、児童相談所、市教育委員会指導主事、学校医、主任児童委員、民生委員等

(3) 組織の役割

【未然防止】

◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対策】

◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

◇ いじめの早期発見・事案対策のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決

定と保護者との連携等、対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

（４）地域、保護者との連携

① 保護者への意識啓発

- ア P T A総会や入学説明会等において、いじめの防止等に関する保護者責務や学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- イ 人権意識、思いやり等の醸成を目的として、保護者へ道徳の授業を公開したり保護者参加型の授業を実施したりして、子どもの育ちを考える。
- ウ 校内いじめ見逃しゼロスクール集会を保護者や地域の方々に公開したり保護者参加型の取組をしたりする。

② 米子小学校いじめ防止基本方針を当校ホームページに公開し、地域の方々へ当校の取組を発信し、当校のいじめ防止基本方針の周知を図る。

③ 地域の活動と連携して、いじめの未然防止を図る。（れんぎょうパトロール隊による児童の登下校時の安全指導、米子地区防犯連絡協議会による学区内パトロール等）

（５）関係機関等との連携

- ① 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員、学校医、育成委員等との連携
- ② 中学校区保小中の連携強化
紫雲寺地区小中連携協議会の社会性育成部会が、中学校区内のいじめ対策に向けた組織の中核を担う。

3 いじめ防止に向けた取組

（１）指導体制

① いじめ防止に向けた基礎的指導内容

ア いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

～定義の注釈～

- 1 「心身の苦痛を感じているもの」の定義を限定して解釈しない。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あることを考慮し、当該児童の表情や様子を細かく観察して確認する。
- 2 「行為」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 3 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 4 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。(集団・個人)
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと取すかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

イ いじめに対する基本的な認識

◎いじめは人間として絶対に許されないという強い認識をもつ

「いじめたりいじめられたりしながら成長するものだ」「いじめる側も悪いが、いじめられる側にも問題がある」などという考えはいじめを容認し、問題を深刻化する。

多くの人が集まればトラブルはさけられないが、互いの人権や生命を脅かすようなトラブルの解決の仕方は断じて許されないことを、発達段階に応じて指導していく。

◎いじめたり、いじめられたりすることは、健全な成長を阻むものである

いじめは、児童の成長に悪影響をもたらす。いじめられた側の児童の心を深く傷つけ、将来にわたってトラウマとして残る。いじめる側の児童にとっては、いじめの非人間性や他人の痛みに気づくことのないまま見過ごされることが成長に大きくかわる重大な問題となる。

◎いじめの四層構造

いじめを受けている児童（被害者）といじめられている児童（加害者）の関係だけで捉えることができない。はやしたてたりおもしろがったりして積極的に助長している児童（観衆）と、見て見ぬふりをして暗黙的に支持している児童（傍観者）を加えた四層構造になっている。特に、いじめの現場を取り巻き、はやしたてる観衆がいじめの助長につながっていることから、被害者や加害者だけにとられるのではなく、観衆や傍観者の実態を把握し、いじめ解消に努めていく必要がある。

ウ いじめを起こさないための対応（未然防止）

児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるため、また、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次の視点からいじめの防止に努める。

○教育活動全体を通じて

「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在とを等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとするかまえなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

○生徒指導体制

- ・全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童の「居場所づくり」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感と充実感を感じられるようにする。
- ・あいさつやふわふわ言葉の取組を通して、互いの気持ちを伝え合うコミュニケーション能力を育てる。

- ・ 年3回の生活アンケートや年2回のQ-U調査と教育相談、検討会の実施
- ・ 傍観者にならず、アンケート等で報告や相談をし、いじめを止めさせるための行動をとる必要性を理解させる。
- 分かる授業づくりと学習規律の徹底
 - ・ 基礎的、基本的事項の徹底と達成感、成就感のある授業づくり
 - ・ ペア学習やグループ学習など意見を発表し合える場の設定（言語活動の充実）
 - ・ 学習用具の準備、席について待つ、話の聞き方、返事等の徹底
- 児童会活動の充実
 - ・ 米子小学校いじめ見逃しゼロ集会（校内および中学校区連携で年2回実施）
 - ・ あいさつ運動
 - ・ 縦割り班（異学年）での清掃活動や遠足、集会活動（夏の集い、冬の集い）、
 - ・ 学級での全員遊び
 - ・ 委員会活動
- 人権学習、道徳教育の推進
 - ・ 一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・ 「いじめ」の本質や構造の理解
 - いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。また、傍観者とならず、教職員への報告をはじめ、いじめをやめさせるための行動をとることの重要性を理解させる。
 - ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・ 心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

エ 早期発見のための対応

- 日常の観察に加えて、定期的なアンケート(Q-U調査、学校生活アンケート等)教育相談を実施する。
- 児童又は保護者が、いじめを訴えやすい雰囲気と関係をつくる。
- いじめを見逃さないように、保護者に、いじめに対する学校の考え方や取組を説明した上で、家庭と連携して児童を見守る。
- 児童や保護者に対して、保健室や電話相談窓口など、いじめに対する相談窓口を周知する。場合によっては、市教委等外部機関及び所轄警察署に相談する。

オ いじめを発見したときの対応の原則

職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ・不登校等対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。そのため、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

【即時対応・いじめの認知】

- 些細な兆候でもいじめではないかと疑いをもち、早い段階から複数の職員でかかわる。特に、保護者からの訴えがあつたにもかかわらず対応が不十分な場合は信頼を失うことにつながる。**校内の報告・連絡・相談・経過報告(事後報告)といった情報連携と行動連携を怠らない。**
- いじめかどうかの認知は、特定の職員のみによることなく、いじめ・不登校等対策委員会の組織で判断する。どの児童にもどの学級にも起こりうることとして積極的に認知する。
- 外見的にはけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどをふまえ、背景にある状況の確認を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限ら

ない。好意で行ったことが意図せず心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築けたような場合等については、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対処も可能である。ただし、これらの場合も、情報を得た教職員は、いじめ・不登校等対策委員会へ報告し、情報を共有する。

【親身な対応】

- 被害児童やその保護者の立場にたち、「些細な悪ふざけ」として軽視しない。
「自分に見落としがあったかもしれない」という謙虚な構えと傾聴の姿勢で、親身に対応する。

【基本は家庭訪問】

- **被害・加害双方の児童に家庭訪問を原則とする。**被害・加害児童から聞き取ったり確認したりしたことについて、その日のうちに家庭に伝える。
- 被害児童の保護者には、**その後の経過・学校の対応を正確に伝える。謝罪と今後の解消への取組について話し合いをもち、了承と協力を得る。**
- 加害児童の保護者には、**いじめの具体的な内容や状況、いじめを受けた児童の心情を正確に伝え、学校の取組について了承と協力を依頼する。**納得が得られない場合も考えられるが、「理解が得られるまで時間をかけて話し合う」という覚悟で臨む。

(2) 教育相談体制

- ① 年2回のQ-U調査、年3回の「学校生活アンケート」の実施後、朝学習や昼休みなどの時間を活用して、担任が教育相談を実施する。
- 1 教育相談実施後に情報交換会を行い、全職員で情報を共有するとともに、必要に応じて、いじめ・不登校等対策委員会を招集し迅速に対応する。
- ③ スクールカウンセラーや新発田市SSWと連携して早期対応を進める。

(3) 早期発見・早期対応の在り方

①基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

②ささいな変化に気付くために

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。また、日頃の児童生徒の変化を見逃さずに早期発見、早期対応ができるようにするために次のような手立てを講じる。

- 情報の集約担当者を教頭とする。
- 児童生徒のささいな変化に気付いたり、トラブルを見かけたりした教職員は、まずは口頭でよいので、即、集約担当者の教頭に報告する。
- 集約担当者は情報を整理し、緊急性について仮判断を行い、校長の承認を得て対応する。また、情報の集約から対応、経緯等を記録し保存する。
* 仮判断としては、組織の招集、2～3日様子を見る（この場合は、継続して情報を収集する）一過性のトラブルとし記録に留めるのみ等の対応の仕方を判断する。
- 組織を招集した場合には、組織としての調査等を経て、いじめか否かを判断する。いじめと「認知」した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には、即時全職員で気付いたことを共有し、全校体制で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「学校生活アンケート」やQ-U調査を行い、児童の悩みや人間関係を把握するとともに、いじめやいじめの兆候を見逃すことなく、いじめゼロの学校づくりを目指す。また、アンケートやQ-U調査の時期に限らず、悩んでいるとき困っているときは、いつでも誰にでも助けを求めていいことの指導を徹底する

オ 「子どもともに1、2、3運動」の実施

カ 日常観察、連携の徹底

○ 全職員で児童を見守り、報告・連絡・相談を密にする。

○ 朝の出席確認は、一人一人の表情や声の調子の変化にも注意する。気になった児童については、養護教諭から保健室で様子を聞いてもらう、家庭に連絡するなど、積極的に情報を収集する。

○ アンケートや教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整えておく情報を提供してくれた児童や保護者からの訴えは真摯に対応する。

○ いじめられた児童だけでなく、情報を提供してくれた児童を守ることに配慮する。

○ 保護者・地域の方に協力を仰ぎ、「家庭の様子」や「通学路の様子」を把握する

③ 気づいた情報を確実に共有するために

ア いじめ問題を発見したときには、校長は、対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。担任だけで抱え込むことなく、全ての教員が問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心のケアを行うために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

④ 速やかに対応するために

いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

(4) いじめが解消している状態の捉えと対応

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまで、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判

断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

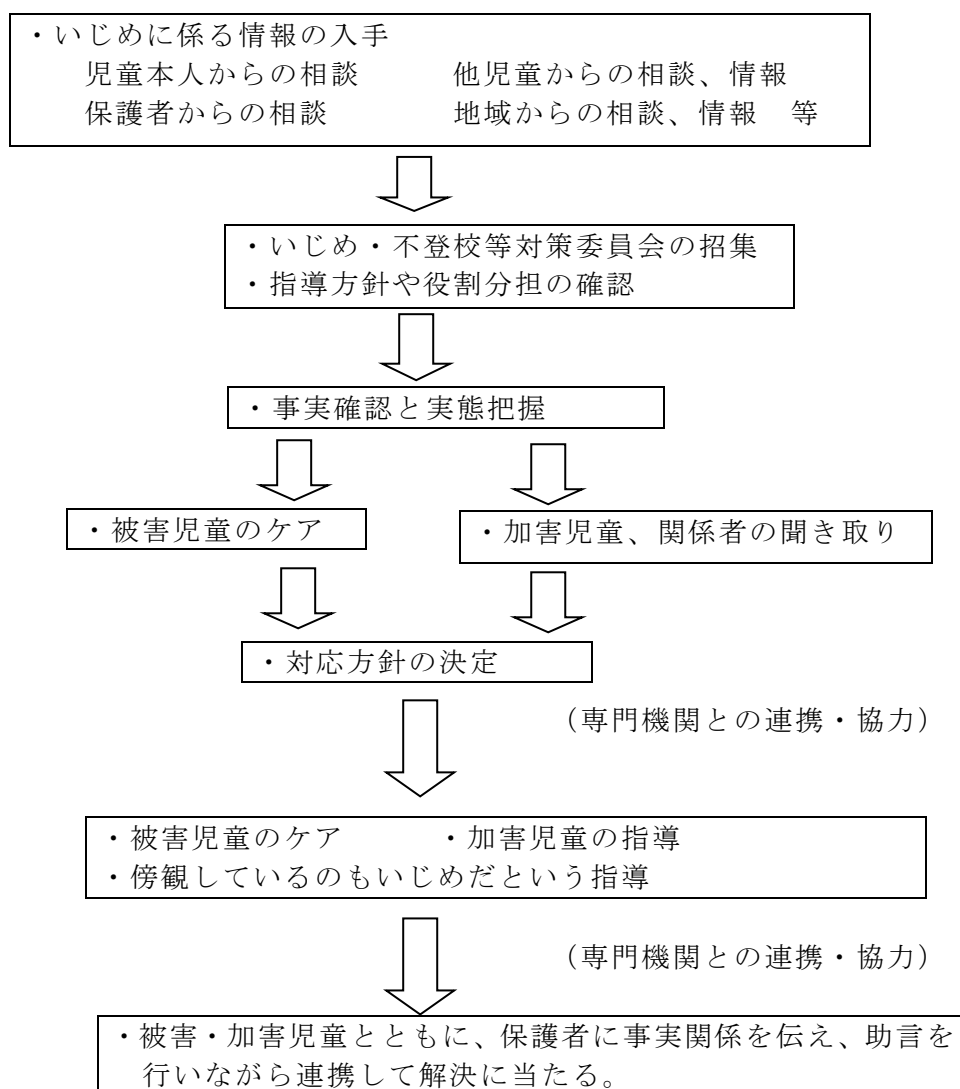
イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続する。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめへの対応手順

(* 詳細は、別紙 2、3 を参照)



4 校内研修

- ・ 毎週の職員終会で児童の情報交換をしたり、年2回の「生徒指導研修会」で事例研修をしたりする。
(共通理解や児童の心の状況の把握、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する研修等)
- ・ インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて研修を行う。
- ・ いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員の

カウンセリング技量の向上を図る研修を行う。

- ・人権教育、同和教育の研修を実施し、教職員の人権感覚を磨く。

5 いじめ防止に向けた取組の評価

- ・ P D C A サイクルで進める「学校評価」の成果等の振り返りの中で、いじめ防止基本方針で示した取組等を点検評価する。さらに、それらの成果と課題をもとにいじめ防止基本方針を改善するとともに、次年度の「学校評価」策定に生かしていく。
- ・ 学校評価計画に基づき、評価アンケートを実施する。
- ・ 各推進委員会で評価結果をもとに、要因や原因を探り、成果と課題を明らかにした上で、課題について改善策を検討する。
- ・ 学校評価委員会、学校評価全体会で結果と検討内容を報告し、全職員で共通理解を図り、対応する。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・ 人権教育、同和教育に関する公開授業を年1回学習参観で実施する。
- ・ ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる講演会等の実施やネットトラブルの危険性を周知する取組などを行い、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- ・ いじめの実態に関する調査結果等を便りなど通じて公表する。
- ・ 作成した学校いじめ防止基本方針を便りやHPを通じて公表する。
- ・ P T A 総会や学校教育説明会、新一年生保護者説明会やP T A 各種会議、授業参観後の懇談会等でいじめ防止基本方針について説明をしたりいじめの実態や指導方針などの情報提供、共通理解、意見交換等を行ったりする。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

【「認める」の意味】

「認める」とは、「考える」ないし「判断する」の意味であり、「確認する」「肯定する」の意味ではない。

- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安）

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に着手する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。

- 不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、欠席期間が30日（目安）に達する前から、市教育委員会に報告・相談し情報共有を図るとともに、十分協議する。

なお、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から市教育委員会に報告・相談するとともに、市教育委員会の指導を受けながら、踏み込んだ準備作業（定期アンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童からの聴取の確認、指導記録の記載内容の確

認など)を行う。

1 その他の場合

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校がそうではないと考えたとしても、重大事態が発生したのとして捉える。児童や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会→新発田市長 * 学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり

(3) 調査の主体について

① 学校が主体となつて行う場合（基本的には学校が主体となつて調査を行う）

② 市教育委員会が主体となつて行う場合

* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障をきたす場合。

(4) 調査を行う組織

- ・ 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・ 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない（第三者）参加を図る。
（市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医 職能団体等）

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

○客観的な事実関係を速やかに調査する。

○不都合なことがあつても事実にしつかりと向き合う。

○「事実を明確にする」ために

- ・ いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どこで」「どのような態様であつたか」
「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」
「学校・教職員がどのように対応したか」
を網羅的に明確にする。

○いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童、在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
- ・ いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先する。
- ・ いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

○いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・ いじめ行為がいつ ・ 誰から ・ どこで ・ どのような態様で
- ・ 学校がどのように対応したか

イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査

対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する

イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。

ウ 調査資料の保存期間は5年を原則とするが、該当児童が進学後1年を経過するまでは保存するものとする。

8 ネット上のいじめにかかわる対応

(1) 「ネット上のいじめ」の種類

- ① インターネット上でのSNS、通信への誹謗、中傷の書き込み
 - ・ SNS、通信への誹謗、中傷の書き込み
 - ・ インターネット上へ個人情報や無断で掲載
 - ・ 特定に子どもになりすましてインターネット上で活動を行う
- ② SNS、通信等での「ネット上のいじめ」
 - ・ 特定の児童の悪口を書き込む。
 - ・ 特定の児童に対して仲間はずしやブロックを行う。

(2) 未然防止

- ① 道徳や学級活動等で情報モラルについて学習し、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。
- ② 保護者に対して、学年・学級懇談会やPTA各種会合等の機会を通じて、情報モラル及び適切な使用に関する啓発を行う。

(3) 「ネット上のいじめ」への対応

「ネット上のいじめ」への対応は、下の対応手順をもとに進める。

ネット上のいじめへの対応手順

「ネット上のいじめ」の発見、
児童生徒、保護者等からの相談

いじめ防止委員会の招集
指導方針や役割分担を確認する

【事実確認と実態把握】
 ○被害児童生徒のその保護者の了解のもと、以下の確認をする。
 ①証拠の保全 ②発見までの経緯 ③投稿者の心当たり ④他の生徒の認知状況
 ◇書き込み内容の確認と保存
 書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないのも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗、中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

【対応協議】
 ○被害児童生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本
 ○外部との連携検討(教育委員会、警察等)

【教育委員会への報告】
【外部機関との連携】

加害児童
生徒の特定

【削除依頼の必要性の検討】
 ○依頼は被害児童生徒がするのが原則
 *学校や教委からできる場合もあり

被害児童生徒、保護者への対応
○きめ細かなケア、守り通す

加害児童生徒、保護者への対応
○投稿を削除させる
○人権と犯罪の両面から指導

削除の確認

【継続的支援】
 ○心のケアと関係修復

【全校児童生徒への対応】
 ○全校集会、学級指導
 ○再発防止の観点指導